

○埼玉県政務活動費の交付等に関する条例

平成13年3月27日条例第50号

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

(題名の)改正注記

目次

第一条 (趣旨)

第二条 (政務活動費を充てること)

第三条 (政務活動費の交付対象)

目次

2

3

第五条 (政務活動費の交付決定)

目次

第六条 (政務活動費の請求及び交

改正  
平成四年六月五日  
平成一年八月二日  
平成二年九月五日  
平成四年八月二日  
平成五年九月五日

印刷モード

終了